

## 有田市商工業活性化資金利子補給要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、経済環境の変化に対処して商工業の活性化と育成を図るため、別表の制度融資を受けた者に対し、その利子の一部を補給することにより、経営の安定と発展に資することを目的とする。

(利子補給対象者)

**第2条** 利子補給対象者は、商工業活性化のために必要で、かつ、この利子補給により経営が安定し、発展する中小企業者で次の各号の要件を具備している者とする。

- (1) 市内に住所を有する者で、市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む者、又は市内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む法人
- (2) 昭和62年4月1日以降に別表の制度融資を受けた者
- (3) 市税を完納している者
- (4) 別表の融資資金を、各々償還期日ごとに償還しているもの

(利子補給の額等)

**第3条** 市は、制度のいずれか1つの本枠融資額を限度とし、次のとおり補給する。

- (1) 利子補給利率年0.7% (最高利子補給額は140,000円とする。) とする。
- (2) 利子補給期間3か年以内

(利子補給金の申請)

**第4条** 利子補給金を受けようとする者は、利子補給金申請書(様式第1号)に当該年分の融資金融機関利子支払証明書(様式第4号)を添付して、翌年1月20日までに市長に申請しなければならない。

(利子補給金の決定及び通知)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、利子補給金の交付決定を行い、利子補給金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請した者に通知する。

2 市長は、前項の利子補給金の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(利子補給金の請求及び支払)

**第6条** 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者は、利子補給金交付請求書(様式第3号)を毎年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求が適当と認めるときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(調査及び報告)

**第7条** 市長は、この要綱を適正に運用するため必要と認めるときは、申請及び交付決定を受けた者の融資金融機関に対し、必要な事項について報告させるものとする。

2 市長は、申請及び交付決定を受けた者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

(利子補給金の交付決定の取消及び返還)

**第8条** 市長は、第5条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により利子補給金の請求があったとき。

(2) この要綱に違反又は利子補給の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により利子補給金の交付決定の取消又は返還が決定した場合は、その旨を該当者に通知するものとする。

(遅延利息の納付)

**第9条** 前条の規定により利子補給金の返還を命じられた者が当該利子補給金を納期までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付日までの日数に応じて、その未納額につき年利10.95パーセントの割合を乗じて得た額を遅延利息として併せて納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**付 則**

この要綱は、昭和62年4月1日から実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

**付 則** (平成元年4月24日訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

**付 則** (平成3年10月21日訓令第8号)

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

**付 則** (平成4年3月30日訓令第9号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は、同日以後に新たに別表の制度融資を受けた者について適用し、同日前に制度融資を受けた者については、なお従前の例による。

**付 則** (平成7年3月28日訓令第2号)

この要綱は、平成7年3月31日から施行する。

**付 則** (平成8年3月29日訓令第4号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は、同日以後に新たに別表の制度融資を受けた者について適用し、同日前に制度融資を受けた者については、なお従前の例による。

**付 則** (平成10年3月18日訓令第1号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成10年度補給分から適用する。

**付 則** (平成13年3月12日訓令第6号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

**付 則** (平成16年3月30日訓令第3号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**付 則** (平成19年3月30日訓令第1号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則** (平成20年9月24日訓令第27号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

**付 則** (平成22年1月21日訓令第4号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**付 則** (平成25年3月29日訓令第7号)

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

**付 則** (平成28年2月10日訓令第3号)

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

付 則 (平成29年11月30日訓令第55号)

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、改正後の規定は、平成29年度補給分から適用する。

付 則 (平成31年3月4日訓令第8号)

この要綱は、平成31年3月30日から施行する。

付 則 (令和4年2月24日訓令第2号)

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1号の規定は、令和4年4月1日以後に新たに別表の制度融資を受けた者について適用し、同日前に制度融資を受けた者については、なお従前の例による。

#### 別表 (第2条関係)

利子補給対象融資制度表

区分	制度名	資金名
株式会社日本政策金融公庫	小企業等経営改善資金貸付	運転資金又は設備資金
和歌山県	小企業応援資金 (特小)	運転資金又は設備資金

様式第1号（第4条関係）

利子補給金交付申請書及び利子補給金口座振替依頼書

年 月 日

有田市長 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

商工業活性化資金に係る利子補給金の交付を受けたいので、有田市商工業活性化資金利子補給要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

利子補給金の申請額 円

商工業活性化資金に係る利子補給金は、下記の預金口座に振込み下さいますよう依頼します。

振込先金融機関名

預金口座名 普通預金 当座預金 口座番号

様式第2号 (第5条関係)

利子補給金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

有田市長

年 月 日付けをもって申請のあった商工業活性化資金に係る利子補給金については、有田市商工業活性化資金利子補給要綱第5条の規定に基づき下記のとおり決定したので通知します。

記

1 利子補給金額 円

様式第3号 (第6条関係)

利子補給交付請求書

年 月 日

有田市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

有田市商工業活性化資金利子補給要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり利子補給の交付を願いたく別紙利子支払状況明細書を添えて申請します。

利子補給金請求額 円

様式第4号 (第4条関係)

融資金融機関利子支払証明書

有田市商工業活性化資金利子補給要綱第4条に基づき、下記のとおり証明します。

年 月 日

証明者 所在地

金融機関名

代表者名

印

記

融資 対象 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	取引番号	
融資 条件	融資制度名	
	融資金額	円
	融資期間	年 月 日から 年 月 日まで うち据置期間 月
	利率	年 パーセント
	償還方法	
払込 状況	利子補給対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
	払込まれた利子 延滞金を含まない利子	円 円